

# Bee Quick フィットネス会員規約

## 〔名称・所在地〕

第1条 このクラブの名称は、「ビーquick フィットネス 弘前」(以下「本クラブ」といいます)と称し、その所在地を青森県弘前市駅前町9丁目20 HIRORO B1階とします。

## 〔定義〕

第2条 本クラブはセルフトレーニングシステム(自己責任による運動)の導入により、低価格な会費を設定しています。  
本クラブの規約、利用方法を遵守し自己責任の下、ご利用いただく施設です。

## 〔運営〕

第3条 本クラブは、株式会社ビーquick(以下「会社」といいます)がその運営・管理にあたります。

## 〔目的〕

第4条 本クラブは、会員が諸施設を利用して、会員の心身の健康維持・増進に努めるとともに、会員相互の親睦を図り、且つ品格ある社交機関とすることを目的とします。

## 〔入会資格・会員資格〕

第5条 本クラブの趣旨に賛同され、会社が認めた方で次の各項に該当する方とします。  
①健康状態に異常の無い方。  
②本クラブの会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある方。  
③満15歳以上または中学3年生以上の方。  
④刺青をされていない方。  
⑤暴力団等、反社会的勢力に関係していない方。

## 〔入会手続き〕

第6条 本クラブへの入会を希望される方は、所定の申込手続きを行い承認を得た上で、月会費を納入すれば、翌月の1日より会員となるものとします。但し中途入会の場合は、その当月分の月会費を当社に納入すればその月の会員登録日から会員となるものとします。

## 〔月会費・年会費・諸費用〕

第7条 会員は別に定めた月会費・年会費・諸費用を当社に納入しなければなりません。その金額はいかなる場合も返金されません。月会費の納入方法はクレジットカードといたします。月会費を滞納された場合は、翌月分の月会費と合わせて請求させていただきます。本クラブは社会情勢の変動に応じて月会費・年会費を変更することができるものとします。

## 〔遵守事項〕

第8条 1. 本クラブを利用するにあたり、本クラブが定めたルール、慣習上のルール、本クラブの説明並びに指示に従わなければなりません。  
2. 本クラブの利用時は、常に本クラブにふさわしい服装を遵守し以下を禁止します。  
①会員、他の会員、施設、器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品。  
②器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、服飾品または装飾品等。  
③ヒールが高い、滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくないサンダル、草履、長靴などの履物。  
④上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好。  
⑤その他、本クラブがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品。

## 〔禁止事項〕

第9条 ジムを安全・快適に利用していただくために、以下の行為を禁止します。  
1. スマートフォン、携帯電話を触りながらのトレーニング。  
2. トレーニング、ストレッチエリア及び更衣室での電話。  
3. 第三者が写りこむ写真、動画撮影。更衣室内での写真、動画撮影。  
4. 唸り声、過度な音を立ててのトレーニング。  
5. タオル等を置いてのマシン等の場所取り。  
6. 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動。  
7. 施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動。  
8. 刃物などの危険物の持ち込み、備え付け備品の持ち出し。  
9. 正当な理由なく他者の所持品に触れること。  
10. 本クラブの利用を認められていない者を同伴させること。  
11. 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為や、暴力的な言葉や大声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の迷惑行為。  
12. 他の会員、スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、みだりに話しかける等の迷惑行為。  
13. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為。  
14. 酒気を帯びての入館。  
15. あらかじめ本クラブが承諾した補助犬以外の動物の持ち込み。  
16. 他の会員の施設利用を妨げる行為。  
17. その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

## 〔除名等〕

第10条 会社は、会員が次の各項のひとつにでも該当した場合、会員を除名することができます。  
1. 本会則、その他会社の定める規則に違反した場合。  
2. 会費の支払いを3ヶ月連続で滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。  
3. 本クラブ又は会社の名誉・信用を傷つけ秩序を乱した場合。  
4. その他会員としての品位を損なう行為があった場合。

## 〔会員資格の喪失〕

第11条 会員は次の場合、その資格を失います。  
1. 退会 2. 死亡 3. 除名

## 〔休会〕

第12条 1. 会員は期日までに当クラブ所定の休会届けを提出することにより、休会することができます。(5日締めの翌月1日から休会)。  
例: 4月より休会を希望される場合、3月5日までに店頭にてお手続きが必要となります。5日が休業日の場合、それ以前の営業日を締切日とします。  
電話等口頭での休会手続きはできません。  
2. 最大3ヶ月までの休会が可能であり、休会費550円(税込)を当社に納入しなければなりません。休会費はいかなる場合も返金されません。

## 〔退会〕

第13条 1. 会員は期日までに当クラブ所定の退会届けを提出することにより、退会することができます。(5日締めの翌月末にて退会)。  
例: 4月末退会を希望される場合、3月5日までに店頭にてお手続きが必要となります。5日が休業日の場合、それ以前の営業日を締切日とします。  
電話等口頭での退会手続きはできません。  
2. 退会した場合は、6ヶ月間入会することができません。

## 〔変更事由・各種届出〕

第14条 1. 会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに所定の書面で届けるものとします。  
2. コース変更やオプション変更等を含む各種変更は、毎月5日までに申請が必要となります。5日が休業日の場合、それ以前の営業日を締切日とします。変更事由は翌日より適応となります。電話等口頭での各種変更手続きはできません。  
3. 契約ロッカーの鍵を紛失した場合には、直ちに会社に再発行を申請するものとします。尚、再発行については再発行手数料3,300円(税込)をいただきます。

## 〔会員証及び譲渡〕

第15条 会社は、会員に対し会員証を発行いたします。  
1. 会員証は、本人以外には使用することができません。  
2. 会員証は、譲渡することができません。  
3. 会員は会員証を紛失・破損した場合には、直ちに所定の手続きを行い、会社に再発行を申請するものとします。  
尚、再発行については再発行手数料1,100円(税込)をいただきます。  
4. 会員は、利用に際して必ず会員証を携帯し本クラブに入場の際、受付の係員に提示しなければなりません。

## 〔自己責任〕

第16条 1. 会社は、会員の本クラブの施設利用に際し生じた傷害・盗難等の人的・物的事故については一切責任を負いません。但し、会社に故意的又は重大な過失があった場合はこの限りではありません。  
2. 会員は、本クラブの利用に際し、自己又は会員の責に帰すべき事由により、会社または第三者に対して損害を与えた場合は、賠償責任を負うものとします。

## 〔施設の閉鎖・利用制限〕

第17条 本クラブは定めた休業日の他やむを得ない事由が発生した場合、施設の休業、利用制限・閉鎖することができます。  
1. 天候・災害・社会情勢・その他により閉鎖が不可能と判断した場合。  
2. 本クラブの点検・補修及び改修等を行う場合。  
3. 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢等による場合。  
4. 会社が運営上必要と認めた場合。

## 〔相互利用〕

第18条 会員は、全ての「ビーquick フィットネス」を利用できるものとします。但し店舗により条件が異なります。尚、原則、登録店舗を利用するものとし、1ヵ月の営業日の半分以上、特定の登録店舗以外を利用する場合は、速やかに所定の書面を届けて店舗変更手続きが必要となります。

## 〔細則〕

第19条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

## 〔改定〕

第20条 本規約の改定及び変更は本クラブが行い、館内に提示するものとします。その効力は在籍するすべての会員に及ぶものとします。

## 〔附則〕

第21条 本規約は2022年3月1日より施行します。